

「稚内タツナラシ山ウィンドファーム(仮称) 環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 「第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について(H30,NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施(又は予定)している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	2024年3月から鳥類(希少猛禽類)の定点調査を開始しております。調査内容につきましては方法書に示すとおりです。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。また、配慮書に対する知事意見への事業者の見解において、「今後の手続きに当たっては、稚内市やその他関係機関、住民の皆さまへの積極的な情報提供や丁寧な説明に努めます。」とされています(p.350)ので、配慮書手続終了以降、どのような対応をされてきたのかをご教示ください。	稚内市には、環境影響評価手続き以外においても、本事業に係る様々なご相談をさせていただいており、その中で必要な情報提供を行いつつ、相互理解の促進に努めています。また、地元住民に対しては各地区長へもご相談させていただきながら、自主的な説明会等を通じて、相互理解の促進に努めています。配慮書手続終了以降は、2024年4月に恵北地区において住民への説明会を開催しました。なお、方法書の説明会については、2024年6月25日に開催済みとなっております。
1-3	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおいて、本方法書の電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、ダウンロードや印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。	① 縦覧図書のダウンロード・印刷の不可については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的であり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えています。ただし、図書公表については、縦覧期間終了後も、本事業の評価書手続き終了まで閲覧を延長することとしています。 ② 環境省より要請のあった環境影響評価情報支援ネットワークでの公開については、配慮書は現在公開中であり、方法書も既に情報提供済みであり、縦覧期間終了後より公開されるものと承知しています。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1 対象事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブを両立させながら事業を進めていく必要があると考えますが、ネイチャーポジティブの取組について何か検討している内容があれば、参考にご教示ください。	王子グループは森林資源を活用する企業として事業を継続するために、持続可能な森林経営が必要であることに加え、広大な森林を保有・管理する企業の社会的責任として、生物多様性の保全・推進が重要と認識しております。生物多様性が豊かな天然林の生態系を維持するとともに、人工林を適切に管理して植生を複層化し、健全な生態系の形成を促します。希少動植物の保護育成の取り組み事例として、国内では猿払イトウ保全活動(北海道猿払社有林)や高山植生群落再生活動(北海道様似社有林)、スズラン原生地保全活動(山梨・上芦川社有林)、ヤイロチョウ保護活動(高知・木屋ヶ内社有林)の4例が挙げられます。本事業の実施も含め、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブを両立できるよう、今後も事業活動に取り組んでまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	4	2.2.4 対象事業実施区域	1次	工用資材等陸揚げ用仮設港湾施設とは、具体的にどのような目的で使用される施設なのかをご教示ください。	該当箇所は「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和6年2月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）（以下、「手引き」と言う。）の記載に基づき、対象事業実施区域の考え方を記載したものです。「手引き」によれば、風力発電機などを表す「発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物」に対して、工事時の仮設の設備を表す用語として「工用仮設道路・工用資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工用濁水処理施設、工用ヤードの敷地」との文言が使用されています。本事業の対象事業実施区域にもこのような工事時の仮設の設備を含めていることから、この用語を用いました。なお、本事業における大型資材の陸揚げ港は稚内港を活用することを想定しており、本事業において仮設港湾施設を設ける予定はありません。
2-3	16	表 2.2-1 主な風力発電機設置想定位置である主稜線の様子	1次	写真を見る限り、ササ等が刈られており、稜線上は人が出入りしているような道になっているように見えますが、この主稜線上は、林道があったり、何らかの人為的な作業を実施しているような場所なのでしょうか。	社有林における作業のため、笹刈りを行いました。作業を行うにあたっては、北海道宗谷総合振興局へ事前相談を行うとともに、北海道知事へ届出を行い保安林内の作業許可を頂いた上で実施しています。
2-4	17	図 2.2-7 主稜線上の写真撮影位置及び撮影方向	1次	写真の撮影がされていない中央部東側の2基の設置想定位置と、南側の2基の設置想定位置につきまして、現時点において、それぞれの写真が得られている状況であれば、遠方からの写真でも構いませんのでお示しください。	別紙2-4_1にて、写真を示します。
2-5	20	表 2.2-3 風力発電機の概要	1次	ブレードの上端までの高さが119~200m、ハブ高が78~135m、ローター径が82~136mと幅のある数値で記載されていますが、今後、地質調査の結果のほか、どのような観点から検討した上で、規模を確定させるものか、ご教示ください。特に、鳥類のバードストライクの発生防止に向けた規模の検討はされるものかについてお示しください。	地質調査のような施工性や安全性の観点のほか、ご指摘にあります鳥類への影響や景観・騒音への影響など、様々な観点を踏まえて検討を行う考えです。
2-6	22	表 2.2-4 工事工程の概要（予定）	1次	①「各工程の工事開始時期及び運転開始時期は未定である。」とのことですが、着工時期及び運転開始時期の見通しをご教示ください。また、準備書段階には予定時期が明らかになるもののでしょうか。 ②冬期休工期は、どのように想定されているのか（〇月初旬~〇月中旬、など）をご教示ください。	① 事業者としては、現段階では、2029年4月頃の着工、2032年4月頃の運転開始を見込んでいます。準備書段階では、その時点における各種許認可の状況も踏まえながら、着工時期及び運転開始時期の見通しを検討します。 ② 冬季の休工期間は、11月~4月を想定しています。
2-7	22	ア. 道路工事及び造成工事	1次	①p. 24~25に資材の輸送ルートや工事関係車両の走行ルートは示されていますが、対象事業実施区域と接続するのはどの部分になるのでしょうか。 ②対象事業実施区域内において、作業道を設置するものと思われませんが、可能であれば、設置を予定している作業道のルートを記載した図面の提示をお願いします。また、現時点で提示できない場合は、準備書までに示されるという認識でよろしかったでしょうか。	① 対象事業実施区域内の工用道路の造成位置については未定ですが、稚内豊富線及び対象事業実施区域の南側に位置するタツニウシナイ川沿いの一般道のうち、対象事業実施区域と接する部分のいずれかから、対象事業実施区域内に進入する計画です。 ② 対象事業実施区域内における工用道路等の造成については、少なくとも主稜線上には新たな道を造成することになると考えますが、詳細は未定であり、お示しできる状況にありません。なお、準備書ではお示しする考えです。
2-8	22	ウ. 電気工事	1次	①変電設備の規模についてご教示ください。 ②変電設備の建設及び送電線の敷設等の各種工事において、現地の希少植生への配慮は行われるもののでしょうか。	① 現時点では、敷地面積は約800㎡（40m×20m）程度を想定しています。 ② 変電設備の建設位置や、変電施設までの送電線の敷設等においても、植生を含む各種調査結果等を考慮して検討する考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-9	23	交通に関する事項	1次	<p>①経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」では、交通に関する事項の項目においては「工事中における主要な交通ルートについて記載する（道路の新設・拡幅工が必要な区間がある場合はその区間が分かるように明記する）。」とされており、道路の新設・拡幅を行う区間が分かりません。配慮書段階においては、大型資材の搬入路及びその他の工事用資材の搬出入路の造成及びその他の設備の配置については検討中とのことでしたが、その後の検討結果について、予定の内容でも構いませんのでご教示ください。また、可能であれば、道路の新設・拡幅を行う区間（現段階の想定を含む。）を図示願います。</p> <p>②同手引において、記載することとされている内容（道路の新設・拡幅工が必要な区間がある場合はその区間が分かるように明記）の記載がないことについて、今後の各調査項目における諸々の調査手法及び評価に影響が生じないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>① 交通に関する事項は、方法書p2-21「(3)交通に関する事項」に記載したとおりです。図2.2-10に示した大型資材の想定輸送ルート、図2.2-11に示した工事関係車両の主要な想定走行ルートは全て既存の道路であり、道路を新設する予定はありません。また、これらのルート上において、拡幅を行う計画もありません。</p> <p>② 「①」への回答のとおり、対象事業実施区域外での道路の新設・拡幅の予定はないことから、調査、予測及び評価手法にも影響はないものと考えます。</p>
2-10	25	図 2.2-11 工事関係車両の主要な想定走行ルート	1次	<p>工事関係車両の主要な想定走行ルートとして、生コン工場から対象事業実施区域に到達するルート以外のルートも示されていますが、主要なルートをどのように決定されたのかをご教示ください。</p>	<p>工事関係車両の主要な想定走行ルートは、一般国道、一般道道及び主要地方道としています。工事業者の起点がどこになるかわからない現段階においては稚内市内以外が起点となる可能性もあることから、対象事業実施区域及びその周囲の一般国道、一般道道及び主要地方道のいずれも利用することが想定されることから、図2.2-11のとおりお示ししたものです。</p> <p>なお、生コン工場は、経済産業省からの指導により参考情報として掲載したものです。工事関係車両は必ずしも生コン輸送のミキサー車に限られるものではないことから、主要な想定走行ルートは生コン工場からの位置関係に限らず、お示ししています。</p>
2-11	27	(b) 土地利用に関する事項	1次	<p>改変面積を最小化することとありますが、改変した場所の緑化措置は行われるのでしょうか。</p>	<p>改変を行った箇所については、可能な限り緑化を行う考えです。</p>
2-12	27	(d) 残土に関する事項	1次	<p>①「極力残土が発生しない造成計画となるよう努める。」とされていますが、切土量約166千㎡に対し、盛土量約29千㎡(p22)と、切土量が100千㎡超多いと想定されていますので、どのように残土が発生しない造成計画とすることを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、切盛のバランスがとれていないことから、残土の処理について、現時点で想定される土捨て場の位置等、より具体的な計画を方法書に記載する必要はないか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②残土が発生した場合は、土捨て場を設け、処分することとありますが、残土は必ずしも事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、水質への影響のほか、土砂災害防止の観点からの処理方法の検討が必要と考えます。環境影響の低減や土砂災害防止に係り、どのような対策を検討しているか、ご教示ください。</p>	<p>①P27の記載は、風力発電機設置ヤードに係る計画土量の概算となります。今後、可能な限り地形に沿った造成とすることで、計画土量も変わってまいります。また、事業を実施する際には、風力発電機設置ヤード以外にも、大型資材の搬入や工事に使用する道路の道路工事等を実施することとなります。その中で、極力残土が発生しない造成計画となるよう努めます。</p> <p>②土捨て場を設ける場合には、その予定地を対象事業実施区域に含めなければならないものと承知しています。そのため、ご指摘の箇所は、土捨て場を設ける場合にも事業実施想定区域外に設けることは無いことをお伝えしたく、記載したものでした。ただし、ご指摘のとおり、残土が発生した場合には、土捨て場で処理する以外にも、場外へ搬出し業者に引き取っていただくことなども考えられます。その意味では、「残土が発生した場合は、土捨て場を設け、処分する。」との記載は、誤解を与える表現でした。準備書においては、その時点の計画を踏まえた記載に修正します。</p>
2-13	30	図 2.2-13 稼働中及び計画中の風力発電事業の位置	1次	<p>①配慮書段階において、事業区域はKBAとの重複があることなどから、区域内において他事業との重複がないとしても、動物の注目すべき生息地等への累積的な影響が生じる可能性があることについて、「方法書以降においては、他事業者へ情報提供を求め、地形改変及び施設存在に係る累積的な影響について適切な調査、予測及び評価に努める」旨の回答がありました。周辺の事業者から得た情報によって、方法書に示されている内容に反映した部分があればご教示ください。</p> <p>②また、当該他事業者との協議等の進捗についてご教示ください。</p>	<p>① 現段階では、他事業者との協議は行っていません。しかしながら、調査手法の検討にあたっては、累積的な影響の予測にも対応できるよう、累積的な影響がおよぶ可能性があると考えられる渡り鳥及び希少猛禽類については、対象事業実施区域のみならずその周囲についても広く確認するよう調査地点を設定しました。今後、予測を行うにあたっては、現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて他事業者へ情報の提供を求め、累積的な影響を予測する考えです。</p> <p>② 「①」への回答のとおり、現段階では、他事業者との協議は行っていません。</p>

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	43	(1) 水象の状況	1次	<p>経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」では、「水象の状況」においては、対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び湧水の状況を記載するとされており。このため、</p> <p>①図3-1-5に示された湖沼及び海域について地域特性としてどのように捉えられているのかをご教示ください。</p> <p>②湧水の状況をお示しください。</p>	<p>① 水象の状況を確認した結果、対象事業実施区域を含む流域としては1・2級河川として「声間川」、「タツニウシナイ川」及び「増幌川」が存在しますが、対象事業実施区域内における河川は全て1・2級河川には該当しないことを把握しました。また、対象事業実施区域から流下する河川の下流には、ダムは存在しないことを確認しました。</p> <p>湖沼としては、大沼及びメグマ沼が存在することを確認しました。このうちメグマ沼は独立した湖沼であり、声間川は捷水路により大沼から切り離され大沼の下流にて合流していることを確認しました。</p> <p>海域としては、対象事業実施区域から北へ約9kmのところに、宗谷湾があることを確認しました。</p> <p>② 湧水については、文献その他の資料での確認はありませんでした。このことが方法書には記載できておらず、失礼しました。準備書において、記載します。</p>
3-2	45	(a) 水質の状況	1次	<p>「健康項目の測定は行われていない」とされていますが、稚内海域のST-2では、令和4年度の測定結果が公表されていないでしょうか。改めて確認の上、正しい内容をお示しください。</p>	<p>改めて確認したところ、稚内海域のST-2における令和4年度の測定結果が公表されており、カドミウム、鉛、砒素、総水銀の健康項目が測定されていることを確認しました。準備書において、記載を修正します。</p>
3-3	59	表 3.1-14 文献その他の資料による動物相の概況	1次	<p>①両生類の確認種にヨーロッパミドリヒキガエルが記載されていますが、文献上どのような確認情報だったのか、参考までにご教示ください。</p> <p>②「動物相の概況」の魚類に絶滅種のチョウザメが記載されており、出典は稚内市史のようですが、これは過去に生息していたが絶滅したという情報でしょうか。参考までにご教示ください。</p>	<p>① 「北海道ブルーリスト2010」において要注意外来生物として記載されている種であり、当該文献によれば全国分布・道内分布とも不明であるとされていたことから、対象事業実施区域及びその周囲での生息は否定されていないものと考え、本種を確認種として扱いました。</p> <p>② 出典によれば、「なお天塩川流域（水系）には、前記のほかに希少な～（中略）～チョウザメ（チョウザメ科）などの生息が知られている。」との記載でした。</p>
3-4	63	表 3.1-18 (1) 動物の重要な種（鳥類）	1次	<p>鳥類の重要な種に、カリガネ（環境省レッドリスト絶滅危惧IB類（EN））及びヒシクイの亜種であるオオヒシクイ（環境省レッドリスト準絶滅危惧（NT））の記載がありませんが、該当性についての事業者の見解を伺いますとともに、当該2種についても希少種ですので、今後の調査で留意いただくようお願いいたします。</p>	<p>カリガネは、文献調査において、対象事業実施区域及びその周辺における生息情報が確認されなかったため、重要種一覧に記載していません。</p> <p>オオヒシクイはヒシクイの亜種であり、本表は種レベルで整理していることから、ヒシクイに含む整理としています。</p> <p>ただし文献に記載がないことは生息していないことを証明するものではありませんので、今後の調査ではカリガネの生息の可能性にも留意いたします。</p> <p>また、種ヒシクイを確認した場合には、亜種についても可能な限り識別するよう留意します。</p>
3-5	66	表 3.1-23 動物の重要な種（底生動物）	1次	<p>ニホンザリガニは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」の最新版にて「アジアザリガニ科」となっていますので、準備書で修正してください。</p>	<p>ご指摘のとおり、2023年版の「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」においては、「アジアザリガニ科」「ニホンザリガニ」となっています。</p> <p>一方で、方法書P3.1-1に記載のとおり、本表は2022年版のリストに基づき記載を行っているため、「アメリカザリガニ科」「ザリガニ」としています。</p> <p>準備書においては、その時点の最新の知見を踏まえ、記載を見直します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	70 80	2) 海ワシ類 (オジロワシ 及びオオワシ) の集結地 図 3.1-21 センシ ティビ ティマ ップに よる注 意喚起 メッシ ュの指 定状況	1次	対象事業実施区域の東側から北側を流れる増幌川は渡来期・越冬期において海ワシ類(オジロワシ及びオオワシ)に餌場として利用されており、その上流域は、渡来期・越冬期・渡去期を通じて罾(ねぐら)としての利用が確認されているとのことであり、また、対象事業実施区域の北部がセンシティブティマップの注意喚起レベルA1となっており、そのほかの対象事業実施区域は注意喚起レベルA3となっています。このような周辺環境の状況を受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。	対象事業実施区域及びその周囲に海ワシ類の罾や餌場が確認されていることを踏まえ、対象事業実施区域内にも罾が存在する可能性、また、罾と餌場との移動時に対象事業実施区域内を飛翔する可能性を踏まえ、方法書P6-41に記載のとおり、「越冬期(11月~4月)においては、オジロワシの罾の出入りを確認するため、3日間の調査において日の出前1時間を含む8時間、正午を中心とした前後4時間の8時間、日没後1時間を含む8時間を調査時間とする。」こととしました。 また、対象事業実施区域の周囲が希少猛禽類の生息情報等からセンシティブティマップの注意喚起レベルA3になっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲を広く確認するよう、調査地点を設定しました。 加えて、対象事業実施区域の北部が、ガン類等の集団飛来地の情報等からセンシティブティマップの注意喚起レベルA1となっていることを踏まえ、渡り鳥の調査において、声間大沼における出入りを確認するためのMP05、声間大沼や沿岸部における飛翔状況を確認するためのMP01といった調査地点を設けました。
3-7	96	図 3.1-26(1) 重要な自然環 境のまと まりの場 の位置	1次	対象事業実施区域の西側にKBAの区域がありますが、当該KBAの区域への事業に伴う影響の回避・低減に向けた対策について、その内容をご教示ください。	対象事業実施区域の西側にはKBAである「サロベツ川・天塩川」がありますが、配慮書段階の事業実施想定区域にはその一部が重複していましたが、方法書段階の対象事業実施区域の設定にあたっては、この部分を含まない区域としました。これにより、地形変化及び施設の存在に伴う「サロベツ川・天塩川」への直接的な変化に係る影響は回避できたものと考えます。 なお、今後の調査を通じて、その他の影響についても把握し、必要に応じて回避及び低減に努める所存です。
3-8	97	図 3.1-26(2) 重要な自然環 境のまと まりの場 の位置	1次	①対象事業実施区域のほとんどが植生自然度9の森林となっています。p.22にて、主稜線上がササ群落であることから、樹木伐採はほとんど発生しないとのことですが、作業道造成により伐採は生じないのでしょうか。 ②①について伐採が生じる場合、本地域が、気象条件が厳しく一度失われた森林の回復が特に難しい地域であることを考慮し造成する必要があると考えますが、どのような対策を見込んでいるのか、参考にご教示ください。 ③風力発電機設置想定位置の一部がエゾイタヤミズナラ群落と重複しており、風車ヤード設置に伴い樹木伐採が発生すると考えます。②の内容を考慮すると影響の回避を優先して検討する必要があると考えますが、現地調査の結果を受け、配置変更を検討する予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。 ④重要湿地として声間大沼やメグマ沼湿原の掲載がありますが、当該沼を罾や餌場として利用する野鳥の存在を考えたとき、当該対象事業実施区域はバードストライクの発生確率が高いのではないのでしょうか。現時点における事業者の見解を伺います。	① 方法書P2-20における記載は、風力発電機設置ヤードについて記載したものです。作業道(工事用道路等)の造成位置は現時点では未定ですが、その造成のために樹林を伐採することはあり得ると考えます。 ② 現地調査結果も踏まえ、改変面積の最小化に努めるとともに、植生自然度が高い植生の分布状況を踏まえた造成計画となるよう検討を進める考えです。 ③ 風力発電機の配置は、植生に係る影響のみならず、安全性や動物、影、騒音など様々な影響を考慮して検討するべきものであると承知しています。また、環境影響評価においては、回避、低減、代償の順に環境保全措置を検討することが重要であると認識しています。そのため、今後の風力発電機の配置の検討に際しては、植生への影響の回避も含め、総合的な影響を勘案し、検討を行う考えです。 ④ 声間大沼やメグマ沼と対象事業実施区域の位置関係や距離等から、これらの沼を利用する鳥類が対象事業実施区域を飛翔する可能性があるものと考えます。一方で、現時点では、飛翔経路やその飛翔頻度等が把握できていないため、今後、これらの鳥類の動向にも留意し、現地調査を行う考えです。
3-9	101 103	表 3.1-34 主 要な眺望点 の概況 表 3.1-35 主 要な人と自 然との触れ 合いの活 動の場の 概況	1次	文献情報には関係自治体等からのヒアリングの記載がありませんが、ヒアリングは実施しているのでしょうか。実施しているのであれば、その概要についてもご教示ください。	関係自治体である稚内市を対象に、主要な眺望点及び主要な人と自然との触れ合いの場についての聞き取りを実施しています。 聞き取りの結果を踏まえ、主要な眺望点として声間公園を、主要な人と自然との触れ合い活動の場として稚内市自然体験施設を追加しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-10	111	図 3.2-2 農業地域及び森林地域	1次	<p>①凡例の「農用地区域」と「国有林」の色が似通っており、判別が困難ですが、対象事業実施区域内においては、国有林はないという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>②地域森林計画対象民有林に係る所管部署との協議状況についてご教示ください。</p>	<p>① ご指摘のとおり、凡例の色が似通っており、判別し難い図となっていました。準備書では、別紙3-10_1のとおり修正します。 ご認識のとおり、対象事業実施区域内には国有林は分布していません。</p> <p>② 本事業の森林法に基づく林地開発許可手続や保安林解除手続については、稚内市役所建設産業部農政課や宗谷総合振興局産業振興部林務課へ事前相談を実施しています。具体的な風力発電機の配置及び造成計画がまとも次第、再度確認を行う予定です。</p>
3-11	112	(1) 河川、湖沼及び海域の利用状況	1次	<p>①声問川の河口付近は、海面区域漁業権が設定されているとのことですが、関係漁業協同組合との協議状況又は今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②対象事業実施区域を集水域に含む河川の下流域における利水の有無をお示しください。 また、利水がある場合は、利水者との協議状況又は今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>① 現時点では、関係漁業協同組合との協議は行っていません。今後、調査及び予測の結果、影響の程度が著しいものとなると予測された場合などには、必要に応じて、関係漁業協同組合との協議を実施します。</p> <p>② 文献調査の結果、対象事業実施区域を集水域に含む河川の下流域における利水の情報は確認できませんでした。</p>
3-12	112 300	(2) 地下水の利用状況	1次	<p>事業実施想定区域周辺に住宅等があり（p.300）、配慮書段階では現地調査や聞き取りなどでの確認は行っておらず、方法書までに情報を収集し、飲用井戸の有無について把握できるよう努める旨の回答がありましたが、その後の確認状況についてお示しください。</p>	<p>現地において聞き取りを行った限りでは、飲用井戸の存在は確認できませんでした。 引き続き、飲用井戸の有無について、確認を進めます。</p>
3-13	113	図3.2-3 営農用水取水地点及び浄水場の位置	1次	<p>①配慮書手続きでの質問及び回答協議の際、営農用水取水に関して、方法書までに取水状況等について把握に努める旨の回答がありましたが、現在も旧上増幌地区営農用水取水地点において取水されているのでしょうか。</p> <p>②旧上増幌地区営農用水取水地点の集水域に風力発電機の設置が想定されていますが、風力発電機設置想定位置を決定する際、取水地点の集水域を考慮しなかった理由をご教示ください。また、利水への影響について、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③利水者（農業用水）との協議状況又は今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④確認ですが、区域西側において、河川からの農業用水の取水の実態はないということでしょうか。</p> <p>⑤対象事業実施区域の北東側の増幌川沿いに「さけふ化場」があります。配慮書に対する知事意見において、増幌川ではさけ・ます増殖事業が行われており、また、水産資源保護法に基づく保護水面である旨を指摘していましたが、増幌川の利用状況について把握されている内容をご教示ください。 また、関係団体との協議状況又は今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>① 現地の確認を行い、取水施設が存在し、また取水施設への道も整備されていることを確認しました。取水施設及び管理用道路入り口の看板の状況は、別紙3-13_11に示すとおりです。このような状況から、現時点でも取水は行われているものと考えています。</p> <p>② 風力発電機を設置することが、即、取水に対して著しい影響を及ぼす行為であるとは考えていません。今後、濁水対策等を適切に実施することで事業の実施による水の濁りによる影響は低減できるものと考えます。そのため、方法書段階の風力発電機設置想定位置の検討においては、旧上増幌地区営農用水取水地点の集水域についても考慮をしていますが、集水域に含まれることのみをもって配置を行わないという判断はしなかったものです。</p> <p>③ 現段階では、利水者等との協議は行っていません。今後、調査及び予測の結果、影響の程度が著しいものとなると予測された場合などには、必要に応じて、利水者等との協議を実施します。</p> <p>④ 文献調査の結果、区域西側において河川からは農業用水の取水の情報は確認されませんでした。</p> <p>⑤ 当該さけふ化場は、増幌二次飼育池として利用されています。なお、調査地点の設定にあたり、宗谷管内さけ・ます増殖事業協会へ事業及び調査の内容の説明をしています。</p>
3-14	120	図 3.2-7 産業廃棄物処理施設等の位置	1次	<p>出典の説明と図中の50kmの距離を示す点線が重複して読みにくくなっているため、準備書段階で修正してください。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。準備書において修正します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-15	168	図 3.2-19 保安林の分布状況	1次	<p>配慮書段階で防風保安林の保全対象について質問し、方法書までに情報を収集・把握する旨の回答がありましたので、当該防風保安林の保全対象について改めてご教示ください。</p> <p>また、上記を踏まえ、対象事業実施区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p>	<p>2023年12月に北海道治山課へ問合せをし、以下の通り回答をいただきました。</p> <p>---</p> <p>保全対象は「増幌地区 採草牧草地 50ha」である。ただし、保全対象は「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_low.html)の別表3の「保安林の指定により直接利益を受けるもの等」における区域の設定が基本であり、現在の当該地域の状況が保安林指定時の状況と異なる可能性もある。</p> <p>---</p> <p>対象事業実施区域は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和6年、経済産業省)において「発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要な工事用仮設道路・工事用資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工事用濁水処理施設、工事用ヤードの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。」とされていることを踏まえ、設定しています。</p> <p>今後の検討においては、防風保安林の機能を著しく損なう計画とならないよう、関係機関と協議を進めながら、事業計画を検討します。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	272	<p>表 5.2-1 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解</p> <p>(2) 水環境及び水生動物に対する影響</p> <p>6.2.1 専門家等へのヒアリング</p>	1次	<p>経済産業大臣の意見において「(前略)・・・声問川は、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧IB類に分類されているイトウの生息地であるほか、エゾホトケドジョウ等の重要な水生動物が生息している可能性がある。・・・(中略)・・・水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。」とあり、これに対する事業者の見解として「(前略)・・・方法書第6章に示すとおり、水の濁り、魚類及び底生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行います。・・・(中略)・・・魚類及び底生動物への影響を回避又は極力低減するよう努めます。」との記載があります。</p> <p>このような状況の中、第6章のp.285の専門家等ヒアリングにおいては、魚類の専門家へのヒアリングを実施していないなど、調査を行うに当たっての知見が十分か疑問がありますが、魚類について、どのような知見をどのように得ているものか(例えばイトウ等の生態に関する論文を確認しているようであればその状況)、ご教示いただくとともに、今後の知見収集に係る予定についてご教示ください。</p>	<p>方法書p7-14の一般の意見の概要「4-4」に対する事業者の見解にも示しましたとおり、当社の親会社である王子ホールディングス株式会社は、北海道猿払村にある王子ホールディングス株式会社猿払社有林とその河川域に生息するイトウの保全を目的に、現地保護団体、行政、研究者らと共同で2009年に「猿払イトウ保全協議会」を設立し、保護活動を続けています。これらの活動を通じて、特に声問川流域はイトウの生息地として重要であることを認識しています。</p> <p>また、エゾホトケドジョウ等、その他の重要な魚類及び底生動物への影響を把握するため、国土数値情報の河川データにより得られた対象事業実施区域から流下する河川等には全て調査地点を設ける計画としたほか、調査時期も雪で閉ざされ調査が不可能な冬季を除き、春・夏・秋期に実施することとしました。</p> <p>よって、必要な調査を行う計画となっているものと考え、方法書段階での専門家へのヒアリングは行いませんでした。</p> <p>なお、今後は、調査結果の妥当性や予測評価の考え方について、専門家へのヒアリングを実施する考えです。</p>

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	281	表 6.1-2 環境影響評価の項目の選定状況	1次	建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物、粉じん等及び振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。 本事業では、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等があり（p.118）、振動等による影響が懸念されますので、環境影響評価項目として選定する必要がないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、発電所アセス省令第21条では、参考項目を勘案しつつ、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目選定を行うとされていることを踏まえて、ご回答ください。 また、環境影響評価項目として選定しない場合においても、近傍の民家等への配慮として想定されている対応がありましたら、その内容をご教示ください。	ご指摘のとおり、方法書P3.2-12にも記載のとおり、本事業においては対象事業実施区域内に2軒の住宅が存在するなど、工事場所となり得る可能性がある場所の近傍に民家等が存在します。 しかしながら、今後、工事計画の熟度を上げる中で、これらの住宅の近傍での工事が発生しないよう計画を検討することが重要であると考えており、現時点で環境保全上の支障が生じることが予想される場合に該当するものとは考えておりません。 今後、計画を検討する中で、住宅の近傍で工事を実施しなければならず、環境保全上の支障が生じることが想定される場合には、窒素酸化物、粉じん等及び振動についても、環境影響評価の項目として選定します。
6-2	285 286 287 288	表 6.2-1(1) 専門家等ヒアリング結果の概要	1次	専門家へのヒアリングに関して、コウモリ類1名及び鳥類2名の専門家へのヒアリングのみ実施したようですが、風力発電機の設置及び稼働に伴う影響として、以下の専門家へのヒアリングを実施しなかった判断理由を①～⑤の分類別にご教示ください。専門家へのヒアリングを行わないで、適切に調査及び評価を行うことが可能なものか、疑問がありますが、このことについての見解を含めた回答としてください。 ①コウモリ以外の哺乳類 ②昆虫類 ③魚類 ④底生動物（水生動物） ⑤植物	「コウモリ類」については、昨今、著しく研究が進んでいる分類群であると承知しており、このことは、方法書P3.1-27～28に示した動物に係る文献その他の資料の一覧においても、コウモリ類については2002年（文献No.5、6）、2003年（文献No.7、8）、2012年（文献No.19）、2013年（文献No.20）、2023年（文献No.26、28）と多くの資料が得られていることから明らかです。このことから、方法書段階で最新の知見を得ることが重要であると考え、専門家等へのヒアリングを実施しました。 また、鳥類についても、多くの研究者や観察者がおり、最新の情報を得るためには専門家等へのヒアリングを実施することが妥当であろう判断し、実施したものです。 これらの分類群に対し、「①コウモリ以外の哺乳類」、「②昆虫類」、「③魚類」、「④底生動物（水生動物）」及び「⑤植物」については、文献その他の資料でも情報が整理されており、調査手法も確立されていることから、方法書段階でのヒアリングを実施する必要はないものと判断しました。 なお、今後は、調査結果の妥当性や予測評価の考え方について、必要に応じて、専門家へのヒアリングを実施する考えです。
6-3	290 ～ 301 ～	表 6.2-2 調査、予測及び評価の手法（工事用資材等の搬出入に係る騒音） 表 6.2-8 調査、予測及び評価の手法（工事用資材等の搬出入に係る振動）	1次	累積的影響の評価に対する事業者の見解をお示しくください。	2-6への1次回答のとおり、本事業の工事期間としては2029年4月頃の着工、2032年4月頃の運転開始を見込んでいますが、現時点では当該期間において本事業と工事関係車両が走行するルートが重複する他の風力発電事業の工事が行われるとの情報は得られていないことから、現段階においては工事用資材等の搬出入に係る騒音及び振動の累積的な影響が生じることは想定していません。 今後、工事期間及び工事関係車両の走行ルートが重複する他事業が確認された場合は、当該事業者へ情報提供を求め、累積的な影響の予測評価を行う考えです。
6-4	290 294	表 6.2-2(1) 調査、予測及び評価の手法（工事用資材等の搬出入に係る騒音） 表 6.2-4(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働に係る騒音）	1次	2(1)【現地調査】において、天気、風向・風速、気温、湿度を調査することに対する見解をご教示ください。	天気、風向・風速、気温、湿度については、必要に応じて、風況観測塔における測定結果や気象観測所等のデータを利用する考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-5	290 301	表 6.2-2(1) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音) 表 6.2-8(1) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る振動)	1次	2調査の基本的な手法(3)【現地調査】のa道路構造に係る状況に関し、 ①「調査地点の道路の構造」として把握する具体的な内容をご教示ください。 ②舗装の種類を調査する必要があるか、事業者の見解をご教示ください。また、舗装の種類について調査される場合は、その具体的な内容をご教示ください。	① 道路の構造としては、断面構造、勾配、舗装等の状況を把握します。 ② 「①」の回答のとおり、舗装の状況については、把握する必要がある項目であると認識しています。具体的には、「密粒舗装やコンクリート舗装などの舗装面」であるか、「固い地面・排水性舗装路面」であるかを把握します。
6-6	290 291 301 303	表 6.2-2(1)(2) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音) 表 6.2-8(1)(3) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る振動)	1次	3調査地域及び7予測地域について、対象地域として設定した範囲が、それぞれ、どの図の範囲であるかをご教示ください。	「3 調査地域」及び「7 予測地域」は、方法書P6-19の図6.2-1に示した工事用車両の主要な想定走行ルート沿道です。なお、ご指摘の表において「工事用資材等の搬出入に使用する関係車両が通行する可能性のある主要な走行ルート沿道及びその周囲」と記載していましたが、正しくは「工事用資材等の搬出入に使用する関係車両が通行する可能性のある主要な走行ルート沿道」ですので、準備書においては別添6-6_1のとおり修正します。
6-7	291 302	表 6.2-2(2) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音) 表 6.2-8(2) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る振動)	1次	4調査地点について、「関係車両の走行が集中する」と判断された根拠をご教示ください。	方法書P2-23の図2.2-11に記載した工事関係車両の主要な想定走行ルートのとおり、工事に使用する生コン工場の位置や、事業者の起点がいずれになるかは、現段階では決まっていません。また、事業者の起点は、工種ごとに異なる可能性も考えられます。しかしながら、対象事業実施区域内へ進入する工事用道路は稚内豊富線又はタツニウシナイ川沿いの一般道路に設けることとなることから、いずれの場所が起点となった場合にも、稚内幌延線又は稚内豊富線を使用することになります。よって、この2つの路線において対象事業実施区域に近い地点が、関係車両の走行が集中する地点となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-8	291 302	表 6.2-2(2) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音) 表 6.2-8(2) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る振動)	1次	5調査期間等における(1)【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしいでしょうか。 ②「6時～22時」とされていますが、工事関係車両の走行時間をどのように想定されているかをご教示ください。 ③騒音及び振動の状況を的確に把握できる調査日は、どのように決定されるのかをご教示ください。	①本事業においては、基本的には日曜及び祝日における工事車両の出入りは想定していませんが、工事工程の大幅な遅れがある場合等は日曜及び祝日であっても工事車両を出入りさせる可能性があります。 「道路環境影響評価の技術手法」においては、「騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日」として、「祭りの音等一時的な音を避けること、雨天等の日を避けること、土曜日、日曜日、祝日を除く平日で道路交通騒音が平均的な状況を呈する日を選ぶこととする」とされています。これは、平日とそれ以外では道路交通騒音の状況が異なることを踏まえたものであると認識しています。 本事業では土曜日にも工事車両の出入りを行う計画であるほか、前述のとおり工事工程の大幅な遅れがある場合等は日曜及び祝日においても工事車両が出入りすることが想定されます。よって、平日以外を代表する曜日として、工事車両の出入りを行うことが明らかである土曜日についても調査を実施することとしたものです。 ② 大型資材の夜間搬送を除き、騒音の影響が生じる工事関係車両の走行は基本的には8時から18時頃の昼間を想定しています。 ③ 「道路環境影響評価の技術手法」においては、「騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日」として、「祭りの音等一時的な音を避けること、雨天等の日を避けること、土曜日、日曜日、祝日を除く平日で道路交通騒音が平均的な状況を呈する日を選ぶこととする」とされています。 また、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」(平成27年10月、環境省)では、「自動車交通量は観光地等を除いて季節的に大きな変動は見られないが、天候等が安定していることから騒音の測定は秋季に行うことが望ましい。また、自動車交通量は曜日により大きく変動するため「平均的な状況」として平日に行うこととする。季節的には秋季以外に行うことも可能であるが、年末年始、帰省時期、夏休み等教育機関の休みの時期は避けるべきである。」と記載があります。 以上を踏まえ、基本的には、秋季に実施することを想定しています。
6-9	292 303	表 6.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音) 表 6.2-8(3) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る振動)	1次	9予測対象時期等について、「交通量が最大となる時期」は、どのように決定されるのかをご教示ください。	今後検討する工事計画に基づき、工事用車両の交通量が最大となる時期を特定し、その時期を予測対象とする考えです。
6-10	292	表 6.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法 (工事用資材等の搬出入に係る騒音)	1次	10(2)において、「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)との整合が図られているかどうかを評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める道路に面する地域の昼間の環境基準との整合を評価します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-11	293	図 6.2-1 工事用資材等の搬出入に係る騒音及び振動調査地点位置図	1次	<p>① 稚内豊富線を代表する地点として、対象事業実施区域の北側のみ調査地点が設定されていますが、南側にも調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>② 稚内幌延線を代表する地点として、その他の道路との交差点付近の方が、南北両方からの車両の影響を受けると思われ、より関係車両の走行が集中するのではないのでしょうか。当該交差点付近に調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ 稚内幌延線を代表する地点として、その他の道路との交差点よりも北側のみ調査地点が設定されていますが、南側にも調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>① 稚内豊富線は、対象事業実施区域の周囲においては大きな道路の合流などはなく、南北どちらであっても状況は変わらないものと考えます。その上で、対象事業実施区域の周囲の稚内豊富線のうち、住居から近い場所であり、河川の音や畜舎などの作業音がおよばない稚内豊富線の音環境を代表する地点として、TN01を設定しました。</p> <p>② 調査は、稚内幌延線における工事実施前の音の状況を把握することを目的として実施することを予定しています。そのため、稚内幌延線を代表する地点に調査地点を設定しました。</p> <p>予測地点は、調査地点を基本としつつも、騒音に係る環境影響を的確に予測できる地点とする考えです。仮にその他の道路との交差点付近の方が、南北両方からの工事関係車両の走行が集中する場合には、この場所を予測地点とし、稚内幌延線を代表する地点で得られた音の状況を基に予測を行う考えです。</p> <p>よって、その他の道路との交差点付近に調査地点を設定する必要はないものと考えます。</p> <p>③ このその他の道路沿いには民家はなく、稚内幌延線と稚内豊富線との連絡道としてのみ使用されています。しかしながら、稚内幌延線と稚内豊富線は北側は恵北地区、南側は沼川地区でそれぞれ交わっているため、その利用頻度は高くなく、交差点の南北で稚内幌延線の交通量に影響するような状況にはありません。よって、稚内幌延線の音環境を代表する地点は1地点で問題ないものと考えました。</p>
6-12	294～	表 6.2-4 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働に係る騒音）	1次	<p>累積的影響の評価に対する事業者の見解をお示しくください。</p>	<p>2-6への1次回答のとおり、本事業の工事期間としては2029年4月頃の着工、2032年4月頃の運転開始を見込んでいますが、現時点では当該期間に重複して本事業と他の風力発電事業の工事が行われるとの情報は得られていないことから、現段階においては建設機械の稼働に係る騒音の累積的影響が生じることは想定していません。</p> <p>今後、建設機械の稼働に係る騒音の累積的影響がおよぶ可能性がある他事業が確認された場合は、当該事業者に情報提供を求め、累積的影響の予測評価を行う考えです。</p>
6-13	294 295 297 298	表 6.2-4 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働に係る騒音） 表 6.2-6 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働に係る騒音及び超低周波音）	1次	<p>3調査地域及び7予測地域について、対象地域として設定した範囲が、それぞれ、どの図の範囲であるかをご教示ください。</p> <p>また、予測及び評価に当たり、予測地点のみを対象とするのか、予測地域全域を対象とするのかをご教示ください。</p>	<p>建設機械の稼働に係る騒音の「3 調査地域」及び「7 予測地域」は、方法書P6-20～21に示すとおり「対象事業実施区域及びその周囲」とし、「騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域」及び「建設機械の稼働に伴う影響が想定される範囲」と考えています。建設機械の稼働に係る騒音に係る影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（令和6年2月、経済産業省）において、「(4) 環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方」として、「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1キロメートルと定めている。」とされていることから、対象事業実施区域から1kmの範囲が基本になると考えており、本事業では、概ね、方法書P6-22の図6.2-2に示した範囲が「対象事業実施区域及びその周囲」になるものと考えています。また、予測は、予測地点を対象に実施する考えです。</p> <p>施設の稼働に係る騒音及び超低周波音の「3 調査地域」及び「7 予測地域」は、方法書P6-23～24に示すとおり「対象事業実施区域及びその周囲」とし、「騒音及び超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域」及び「施設の稼働による影響が想定される地域」と考えています。施設の稼働に係る騒音及び超低周波音に係る影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（令和6年2月、経済産業省）においては「(4) 環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方」として「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1キロメートルと定めている。」とされているほか、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（2013年、環境省総合環境政策局）によれば先行実施モデル事業における調査・予測・評価の具体的方法に関する考え方として配慮書段階の事例として事業実施想定区域から2.0km以内に存在する住宅の軒数を500mごとに整理する手法が挙げられていることから、風力発電機設置想定位置から2kmの範囲程度までとなると考えており、本事業では、概ね、方法書P6-26の図6.2-3に示した範囲が「対象事業実施区域及びその周囲」になるものと考えています。また、予測は、予測地点を対象に実施する考えです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-14	294	表 6.2-4(1) 調査、予測及び評価の手法 (建設機械の稼働に係る騒音)	1次	5(1)【現地調査】について、 ①「6時～22時」とされていますが、建設機械が稼働する時間帯をどのように想定されているかをご教示ください。 ②「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は休工とすると解してよろしいでしょうか。 ③「各1回実施する」とされていますが、「建設機械の稼働による騒音の状況を把握できる時期及び期間」は、具体的にどのように設定するのかをご教示ください。なお、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査期間等について「1～4季について平日又は休日、或いはその両日」とされていることを踏まえ、季節に対する見解を含めてご回答ください。	①本事業において建設機械が稼働する時間帯は、基本的には8時から17時を想定しています。 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)においては、「基準時間帯」として、昼間は6:00～22:00、夜間は22:00～6:00とされています。本事業において建設機械が稼働する時間帯は前述のとおりであり、日によっては天候等により多少前後することも考えられますが、同マニュアルにおける「夜間」に該当する22:00～6:00に建設機械を稼働させることは想定していません。よって、調査の時間帯は、同マニュアルにおいて昼間とされている「6時～22時」としたものです。 ② 本事業においては、基本的には日曜及び祝日における建設機械の稼働は想定していませんが、工事工程の大幅な遅れがある場合等は日曜及び祝日であっても建設機械を稼働させる可能性があります。 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)における「測定時期」は「騒音の測定は、1年を代表すると思われる日を選び行う。通常は騒音レベルが1年のうちで平均的な状況となる日で、土曜日、日曜祝日を除く平日に行う。」とされており、基本的には平日を対象に調査を行うものと理解しています。 ただし、本事業では土曜日にも工事を行う計画であるほか、前述のとおり工事工程の大幅な遅れがある場合等は日曜及び祝日においても建設機械の稼働が想定されます。よって、平日以外を代表する曜日として、建設機械の稼働を行うことが明らかである土曜日についても調査を実施することとしたものです。 ③ 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)において、「平均的な状況を呈する日としては、秋季の平日が考えられる。騒音レベルは季節的に大きな変動は見られないこと、天候等が安定していることから測定は秋季に行うことが望ましい。」と記載されていることを踏まえ、秋季の1回を想定しています。 なお、冬季については、工事休工を想定しています。
6-15	295	表 6.2-4(2) 調査、予測及び評価の手法 (建設機械の稼働に係る騒音)	1次	9予測対象時期等について、「建設機械の稼働に伴う騒音の影響が最大となる時期」は、どのように決定されるのかをご教示ください。	今後検討する工事計画に基づき、予測地点ごとに建設機械の稼働量が最大となる時期を特定し、その時期を予測対象とする考えです。
6-16	295	表 6.2-4(2) 調査、予測及び評価の手法 (建設機械の稼働に係る騒音)	1次	10(2)において、「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)との整合が図られているかどうかを評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているかについて評価する必要はないと判断された理由をご教示ください。	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める一般地域の昼間の環境基準との整合を評価します。 騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」は、騒音規制法に基づく規制区域内における特定建設作業について、工事敷地境界においての評価基準となります。 風力発電機設置を想定する尾根部等は規制区域の指定が無いこと、風力発電事業では規制区域となるような市街地内での敷地境界と言った明確な線引きがなく、さらに保全対象施設も存在しません。一方で、工事施工箇所から距離が離れた保全対象施設位置で、騒音規制法に定める85dBで評価することは、危険側の判断ともなることから、騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」での評価は行いません。
6-17	296	図 6.2-2 建設機械の稼働に係る騒音調査地点位置図	1次	①対象事業実施区域内に位置する住宅を調査地点に設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ②人と自然との触れ合いの活動の場である稚内市自然体験施設が対象事業実施区域に周辺に存在しており、騒音による影響が懸念されますが、当該施設を調査地点に設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	① 調査は、その地区の代表的な音環境を把握することを目的として実施するものであるため、必ずしも対象事業実施区域内に位置する住宅を調査地点に設定する必要があるとは考えておりません。 ② 建設機械の稼働に係る騒音は、主に距離により減衰します。今回は、稚内市自然体験施設より対象事業実施区域に近い集落を対象として予測を行うこととしており、これらの集落より遠方である稚内市自然体験施設において調査地点を設ける必要はないものと考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-18	300	図 6.2-3 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音調査地点位置図	1次	①累積的な影響に係る評価を目的とした妥当な調査地点が設定されているとする根拠をお示しください。 ②人と自然との触れ合いの活動の場である稚内市自然体験施設が対象事業実施区域に周辺に存在しており、騒音による影響が懸念されますが、当該施設を調査地点に設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	① 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音については、天北ウインドファーム及び樺岡ウインドファームとの累積的な影響が懸念されます。その影響を最も大きく受ける地点は、これらの風力発電事機に近い増幌地区となります。そのため、増幌地区の代表的な音環境を把握するための地点としては、これらの風力発電事機の影響を受けていると考えられる地点として、EN03に設定しました。このことから、累積的な影響に係る評価を目的とした妥当な調査地点が設定されているものと考えます。 ② 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音は、主に距離により減衰します。今回は、稚内市自然体験施設より対象事業実施区域に近い集落を対象として予測を行うこととしており、これらの集落より遠方である稚内市自然体験施設において調査地点を設ける必要はないものと考えます。
6-19	303	表 6.2-8(3) 調査、予測及び評価の手法（工用資材等の搬出入に係る振動）	1次	10(2)において、「振動規制法施行規則」第12条に規定する道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	予測値と道路交通振動の限度の値との比較により、整合が図られているかを評価します。
6-20	304	表 6.2-10(1) 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による一時的な影響に係る水質）	1次	4調査地点の【現地調査】において、「調査地点は、対象事業実施区域及びその周囲における濁水の流入が想定される河川を対象に設定することを基本としている」とされていますが、 ①WP01地点の集水域をお示しください。 ②対象事業実施区域の南側に隣接するタツニウシュナイ川には、濁水の流入が想定されないのでしょうか。対象事業実施区域南側を集水域とする調査地点が設定されていないことを妥当とする根拠をお示しください。	① WP01の集水域は、別紙6-20_1に示すとおりです。 ② 調査地点は、国土数値情報の河川データにおいて河川等が存在する場所を対象に設定しました。なお、方法書P6-30にも記載のとおり、現地調査において文献その他の資料では確認されなかった河川等が確認された場合には、適宜、調査地点を設定する考えです。よって、現地確認の結果、仮にタツニウシュナイ川に流下する小支流などの河川等が確認された場合には、そちらにも、適宜、地点を設定することで、タツニウシュナイ川への濁水による影響を把握する考えです。
6-21	304	表 6.2-10(1) 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による一時的な影響に係る水質）	1次	5調査期間等において、降雨時に1回実施するとされていますが、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	降雨後、河川に濁りが生じるまでの時間は河川によって異なることが想定されます。よって、まとまった降雨があるとの予報が出ている日を調査日とし、実際の現地でのそれまでの降雨量やそれ以降の短時間雨量の予報などを踏まえ、河川の濁りの状況を見ながら3回程度の採水を行うことで、降雨による浮遊物質量濃度の変動を把握する予定です。 また、計画どおりの採水を可能とするための対策として、事前に他項目の調査等において水質調査地点へのアプローチ状況などを確認し、その結果を踏まえた調査体制の検討を行うこと等を想定しています。
6-22	305	表 6.2-10(2) 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による一時的な影響に係る水質）	1次	6予測の基本的な手法における「対象事業実施区域及びその周囲に位置する地域気象観測所」とは、具体的にどの観測所を想定されているのかをご教示ください。	「対象事業実施区域及びその周囲に位置する地域気象観測所」としては、声問地域気象観測所及び沼川地域気象観測所が該当します。方法書p33～34に示したとおり基本的には沼川地域気象観測所のほうが雨量が多いため、沼川地域気象観測所のデータを用いることを想定していますが、保安林に掛かる手続における関係各所の指摘や協議結果も踏まえ採用する雨量強度を検討いたします。
6-23	306	表 6.2-11 調査地点の設定根拠（造成等の施工による一時的な影響に係る水質）	1次	調査地点の設定に当たっては、利水者と協議を行い、調査地点の妥当性について確認することが望ましいと考えますが、協議の実施状況及び必要性に対する事業者の見解をご教示ください。	造成等の施工による一時的な影響に係る水質への影響を予測するための調査地点については、可能な限り上流で行うことが重要であると考えており、降雨時の採水作業における安全性や、当該地域においてはヒグマの危険性も考慮しながら検討しています。 右の沢川における営農用水取水地点については、方法書作成段階では取水点の情報のみを入手しており安全性の確認ができていなかったことから、図6.2-4に示したWP03を調査地点としつつ、注書きとして、「今後、詳細な現地踏査により変更の可能性がある。」としました。 なお、調査地点は上記の考え方で設ける考えであり、利水者と協議を行い調査地点の妥当性を確認いただく必要があるとは考えていません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-24	306 308	表 6.2-11 調査地点の設定根拠（造成等の施工による一時的な影響に係る水質） 図 6.2-5 土壌調査地点位置図	1次	表6.2-11に記載された設定根拠と調査地点位置の整合がとれていませんので、正しい内容をお示しください。 また、表層地質が褐色森林土Ⅱではない範囲に調査地点を設定する必要はないとする根拠をお示しください。	申し訳ありません。設定根拠の記載と調査地点No.が「WS01」と「WS02」で逆になっておりました。P6-34の図 6.2-5 土壌調査地点位置図の調査地点Noが正しく、p6-32の表 6.2-11 調査地点の設定根拠（造成等の施工による一時的な影響に係る水質）についての設定根拠が誤っているため、準備書においては別紙6-24.1のとおり修正いたします。 褐色森林土Ⅱではない範囲での土地の変更の有無は現段階では未定ですが、その範囲は狭いことから、基本的にはWS01及びWS02の2地点で、対象事業実施区域の代表的な環境は網羅できているものと考えます。今後、事業計画の検討が進み、褐色森林土Ⅱではない範囲において変更が行われることとなった場合には、当該範囲についても調査を行うことを検討します。
6-25	307	図 6.2-4 水質調査地点位置図	1次	WP02～WP04は、対象事業実施区域内に設定されていますが、その集水域は、土地の変更範囲を網羅しているのかを明らかにし、妥当な調査地点が設定されているとする根拠をお示しください。	WP02～04の集水域は、方法書P307の図6.2-4に示したとおりです。これらの調査地点は、国土数値情報の河川データにおいて河川等が存在する場所を対象に設定しました。なお、土地の変更を行う範囲は現在検討中ですが、河川等が存在しない場合には濁水による影響が下流におよぶことはないため、必ずしも土地の変更範囲を含む集水域を網羅するよう調査地点を設定するという考え方ではありません。 また、方法書P6-30にも記載のとおり、現地調査において文献その他の資料では確認されなかった小支流などの河川等が確認された場合には、適宜、調査地点を設定することとしており、これにより土地の変更を行う範囲から流下する河川等は網羅できるため、この考え方は妥当なものであると考えます。
6-26	309	表 6.2-12(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働に係る風車の影）	1次	4 調査期間等について、選定の理由欄に「現況の土地利用及び地形の状況を把握できる時期とした。」とありますが、具体的な現地調査時期はいつ頃を想定しているのか、ご教示ください。	積雪により地表が覆われる冬季、植生の繁茂により視界が遮られる夏季を除く、春季又は秋季が適しているものと考えます。
6-27	310	表 6.2-12(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働に係る風車の影）	1次	①評価の手法(1)において、参考にするとしている「風力発電所環境影響評価のポイントと参考事例」について、実際の気象条件等を考慮する場合ではなく考慮しない場合の指針値を記載していますが、このとおりに評価を実施するという理解でよろしいでしょうか。 ②評価の手法(2)において、累積的影響を評価する手法としてはどのようなものを想定しているのか、ご教示ください。	① 方法書P310に記載のとおり、施設の稼働に係る風車の影に係る影響の評価においては、「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日最大30分を超えないこと」との整合を考慮する考えです。 ② 本事業の風力発電機の影が掛かる範囲について、他事業の風力発電機の影がどの程度掛かるかを予測し、影による累積的影響の程度を予測することを想定しています。
6-28	313	表 6.2-13(2) 調査、予測及び評価の手法	1次	①「6.予測の基本的な手法」で、鳥類の衝突については環境省の手引等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われるかと。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。 ②バードストライク発生の抑止のための対策について、現時点で想定しているものがあれば、その内容をご教示ください。	① 風力発電機の配置は、鳥類に係る影響のみならず、安全性や変更面積の縮小、植生、影、騒音など様々な影響を考慮して検討するべきものであると承知しています。鳥類の衝突リスクについては、ご指摘のとおり、調査範囲に予測用のメッシュなどを設けてメッシュごとの定量化することとなりますが、風力発電機を設置する可能性が無い範囲については、衝突のリスクを示す必要はないものと考えます。いずれにしましても、風力発電機の配置計画は、様々な影響を考慮した上で検討し、その検討結果を可能な限り準備書以降の図書で記載する考えです。 ② 最終的には現地調査結果を踏まえた種ごとの予測結果等を踏まえての検討が必要であると考えますが、一般的には、バードストライク発生の抑止対策としては、風力発電機への目玉模様の貼付け、ブレードの塗色によるモーションスマアの予防などがあるものと認識しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-29	313	表 6.2-13(2) 調査、予測及び評価の手法	1次	<p>①「9.評価の手法」について、どの風力発電事業を対象に累積的影響評価を実施するのか、対象とする事業を全てご教示ください。</p> <p>②希少猛禽類の累積的影響評価の対象が繁殖個体となっていますが、本地域が海ワシ類の渡りや集団飛来地として重要な地域であることを踏まえ、越冬個体についても累積的影響評価を行う必要はないか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③p.267～p.270に掲載の経済産業大臣の意見においては、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響や、イトウやエゾホトケドジョウ等の重要な水生動物への影響が懸念される旨の記載がありますが、p.305に記載の水質（造成等の施工による一時的な影響）における予測・評価の結果をどのように用いて魚類等の水生動物への影響を評価するのかについて、ご教示ください。</p> <p>④水の濁りが与える水生動物への影響に関する文献を調査されているものかご教示いただくとともに、調査をされている場合は、参考になると考えられる文献について、お示しください。</p>	<p>① 現地調査結果に基づき、どのような範囲で影響がおよぶと考えられるかにより対象とする事業は異なると考えますが、候補としては、方法書P2-26～27に示した事業のうち、予測に必要な情報である風力発電機位置、ハブ高、ローター径等が明らかである事業が対象となると考えます。公開されている情報を利用するほか、公開されている情報がない場合には他事業者へ情報提供を求める考えです。</p> <p>② 現地調査の中ではねぐらを出入りする越冬個体を対象に調査時間を設定していますので、仮に何らかの累積的影響が想定される場合には、予測を行いたいと考えます。</p> <p>③ 本事業により河川がどの程度濁るのかを予測することとなりますので、その結果も踏まえ、魚類等の水生動物への影響を定性的に予測する考えです。</p> <p>④ 現時点では、河川等における、水の濁りが与える水生動物への影響に関する文献に係る知見は持ち合わせておりません。</p>
6-30	314	表 6.2-14(1) 動物に係る調査手法及び調査期間等	1次	<p>①哺乳類のフィールドサイン調査、直接観察調査、鳥類の任意観察調査、爬虫類、両生類の直接観察調査、昆虫類の一般採集調査を行う踏査ルートが不明です。現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。</p> <p>②小型哺乳類捕獲調査において、ピットフォールトラップを各5個程度設置すると記載されていますが、ピットフォールトラップの設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。またその際、トラップ類は1晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p> <p>③昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。</p>	<p>① 「哺乳類のフィールドサイン調査」、「直接観察調査」、「鳥類の任意観察調査」、「爬虫類、両生類の直接観察調査」及び「昆虫類の一般採集調査」は任意調査として行うものであり、定量調査ではないことから、特定の踏査ルートは決めていません。実際に踏査するルートの考え方としては、その調査日時点の植生の繁茂状況などを踏まえ、ヒグマに対する安全性なども考慮し、可能な限り調査可能な範囲を踏査する考えです。</p> <p>② 小型哺乳類捕獲調査においては、「ピットフォールトラップ」ではなく、「墜落かん」を使用する計画としています。これらは哺乳類相の把握として行うものであり、少量のサンプルを得られればよく、広範囲に多数設置する必要はないものと考えます。また、広範囲に多数設置することは、ご懸念のとおり、回収に時間を要することで対象種の大量死を引き起こすことにもつながりかねないものと考えます。確認頻度は設置の翌朝に1回となりますが、限られた範囲に少量のトラップを設置することで、大量死のリスクは低減できるものと考えます。</p> <p>③ 飛翔性昆虫及び吹上昆虫に対する風力発電事業による影響、調査、予測及び評価の手法、取り得る保全措置について、知見を持ち合わせておらず、現時点では、ブレードの高さにおける昆虫類の調査の実施の予定はありません。</p>
6-31	314 ～ 316	表 6.2-14 表 6.2-17 動物に係る調査手法及び調査期間等	1次	<p>調査期間が春季～冬季のみで、具体的な調査時期が読み取れないので、鳥類（渡り鳥及び希少猛禽類）を除くそれぞれの調査項目について、具体的な調査期間を●月～●月のように示してください。</p>	<p>基本的に、春季は雪解け後である5～6月頃、夏季は7～8月頃、秋季は9～10月頃とする考えです。</p> <p>なお、鳥類（一般鳥類）については冬季にも調査の実施を予定していますが、方法書P6-12に記載した専門家等からの助言を踏まえ、事業者の対応にも記載したとおり、春季調査時期は4月上旬～中旬頃、繁殖期調査は5月下旬～6月上旬頃、秋季調査時期は9～10月頃、冬季調査時期は11月下旬～12月頃とする考えです。夏季については特に専門家等からの助言はありませんでしたが、繁殖期と秋季の間で、夏鳥の状況が確認できる時期となりますので、7～8月頃に実施する考えです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-32	314 ～ 316	表 6.2-14 動物に係る調査手法及び調査期間等		フィールドサイン調査や直接観察調査、任意観察調査等、調査員が踏査して行う調査における努力量（調査員の人工・時間数）をご教示ください。	フィールドサイン調査や直接観察調査、任意観察調査等は、動物相の概略を把握するための任意の調査ですので具体的な努力量を定めているものではありませんが、仮に2名×2班であれば2～3日程度となるものと考えます。 なお、季節に応じて植生の繁茂状況などから踏査できる範囲や踏査に要する労力も変わりますし、また予定していた調査日に天候が悪化すれば必要に応じて期間を延長することも考えられますこと、ご理解いただきたく存じます。 いずれにしても、全調査を通じて動物相の概略を把握できるよう、努める考えです。
6-33	315	表 6.2-14(2) 動物に係る調査手法及び調査期間等	1次	確認ですが、鳥類（一般鳥類）の任意観察調査及びポイントセンサス法による空間利用調査の調査期間等である「春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季」とは、具体的には春季が4月上中旬頃、繁殖期が5月下旬～6月上旬頃、秋季が9月～10月頃、冬季が11月下旬～12月という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、夏季については特に専門家等からの助言はありませんでしたが、繁殖期と秋季の間で、夏鳥の状況が確認できる時期となりますので、7～8月頃に実施する考えです。
6-34	315	表 6.2-14(2) 動物に係る調査手法及び調査期間等（鳥類）	1次	①鳥類調査の調査期間について、「冬季は積雪の状況を踏まえ、安全を確保した上で調査地点へのアクセスや調査実施が可能な調査期間」とありますが、調査が不可能となるのはどのような条件なのか、積雪量やアクセスの手段を具体的に明示した上で、事業者の見解をご教示ください。 ②文献情報でフクロウ類をはじめとした夜間に活動する鳥類が確認されていますが、なぜ夜間の鳥類調査を実施しないのか、理由を付した上、調査を実施する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	① 冬季については冬鳥を対象として調査を実施しますので、基本的には積雪により尾根上の車両通行が不可能となる時期を除いた時期に調査を実施する考えです。 ② フクロウ類などの夜行性鳥類については、主に鳴き声で確認を行うこととなります。これらの種は繁殖期の日没後頃に比較的良く声を出しますので、特に繁殖期の任意調査時においてそのような時間帯まで調査を実施することで、その存在を確認できるものと考えています。
6-35	316	表 6.2-14(3) 動物に係る調査手法及び調査期間等	1次	①p. 267～p. 270に掲載の経済産業大臣の意見においては、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響や、イトウやエゾホトケドジョウ等の重要な水生動物への影響が懸念される旨の記載がありますが、魚類の調査について、当該表に記載されている方法（目視調査及び投網、さで網、たも網、セル瓶等による捕獲調査）で、希少な魚類への影響を把握することが可能なものか、事業者の見解を伺います。 ②魚類の調査時期は、イトウやエゾホトケドジョウ等の重要な水生動物のライフサイクルや季節変動（遡上の時期等）を考慮した上で設定するものかご教示ください。また、考慮する場合は、その検討内容も併せてご教示ください。 ③特定の魚類が生息しているか否かについて、捕獲調査のみで検証することは難しく、近年は捕獲調査と併行して環境DNA調査も行われるケースがあるものと認識しております。本事業においても環境DNA調査を活用するのが望ましいと考えますが、調査手法の追加の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	① 方法書に記載した調査手法により、重要な種の生息状況は把握できるものと考えています。 ② エゾホトケドジョウ等の一生を細流などで暮らす魚類については、春・夏・秋の調査を実施することで、その生息状況を把握できるものと考えます。また、イトウなどの比較的大きな河川を利用する種は、稚魚が細流を利用していることが考えられます。よって、春には越冬後の稚魚、秋には越冬場所を探す稚魚が利用している可能性を踏まえて調査を実施することが重要であると考えています。 ③ 本事業地の調査対象とする河川は、人が立ち入って調査をすることが可能であり、また、イトウの稚魚などについても、方法書で記載の調査手法により確認が可能なものです。環境DNA調査は必ずしも万能なものではなく、その結果のみで不在であることを証明できるものではないと考えます。環境や対象によっては環境DNA調査も有効であるとは考えますが、本事業においては、特に環境DNA調査は不要であると考えています。
6-36	321	図 6.2-10 鳥類（一般鳥類）調査地点位置図	1次	「風力発電機設置想定位置を考慮し、主稜線上に概ね500m間隔で調査地点を設定」したとことですが、風力発電機設置想定位置が連続しているにもかかわらず、なぜBS07以南に調査地点を設けなかったのでしょうか。 設定根拠を踏まえると主稜線上であるBS07以南も調査地点に選定されるものと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	主稜線上であるBS07以南については、現状で人が通ることができる規模の道もついておらず、ヒグマの生息地帯であることを踏まえても、安全性が確保できないものと考え、地点を設定しなかったものです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-37	322 323	図 6.2-11 図6.2-12 鳥類（渡り 鳥・希少猛禽 類）調査地 点位置図及び 主な観察範囲	1次	①図のみだと分かりにくいので確認ですが、風力発電機設置想定位置の上空視野及び地上視野はすべて網羅できているという認識でよろしかったでしょうか。 ②現段階で作業道が示されていない以上、対象事業実施区域内の飛翔状況が網羅できるよう調査地点の設定が必要と考えますが、今後の詳細な現地踏査により区域全体が網羅されるよう調査地点が追加されるという認識でよろしかったでしょうか。	①上空については、網羅できております。地上については、現時点での風力発電機設置想定位置は網羅できている状況ですが、今後、風力発電機の位置が変わった場合には、視野範囲外となる可能性があります。しかしながら、上空を視認できていることで、渡りの経路や、渡りを行う鳥類及び希少猛禽類の衝突リスクについては問題なく予測できるものと考えており、調査地点として妥当なものであると考えます。 ②対象事業実施区域の上空はほぼ網羅するように視界が得られています。また、仮に多少の抜けがあった場合にも、渡りは風力発電機設置想定位置を横断または縦断するように行われるものであり、また、希少猛禽類の生息も視野が得られていない狭い範囲のみで完結することはありません。よって、この調査地点により、渡り鳥、希少猛禽類とも、予測を行う上で適切なデータが得られるものと考えます。 なお、希少猛禽類については、繁殖を行っている兆候があり、その営巣地等と特定するために新たな定点などを設ける必要がある場合には、適宜地点を追加し、その把握に努める考えです。
6-38	323	図 6.2-12 鳥類（希少猛禽類）調査地点位置図及び主な観察範囲	1次	p.72～74にある海ワシ類の動きを示す図で確認されている対象事業実施区域周辺の移動ルートや罾、餌場は、本調査地点で網羅できているのでしょうか。上空視野は確保できているものの、地上視野が確保できていないように見え、海ワシ類の採餌行動や罾の見落としに繋がる可能性があるため、区域北東部を網羅できる調査地点を追加する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。	p.72～74において、対象事業実施区域の北東側に示されている海ワシ類の罾、餌場について、本事業の調査地点により網羅するという考え方はありません。これらは既に知られているものであり、本事業による影響を予測する上では、これらの罾、餌場を利用している個体が、本事業の対象事業実施区域、特に風力発電機設置想定位置を利用しているかを把握することであるとされます。よって、調査地点は対象事業実施区域内における動きを把握することに重きを置き、設定しています。 しかしながら、海ワシ類の渡来時や越冬期におけるこれらの既知の罾や餌場の状況は、調査を行う上で重要な周辺情報となりますので、定点調査開始前にこれらの罾等を確認し、その日の状況を把握した上で調査を実施いたします。
6-39	326 328 329	表 6.2-17 植物に係る調査手法及び調査期間等	1次	①p.326の調査地点選定の理由に「植物相については、調査地域の地形や植生に応じて、生育環境を網羅するように設定した。植生については、地域の植生の状況が把握できるよう設定した。」とありますが、p.329の図から、そのように踏査ルートやコードラートが設定されているかが読み取れないので、現時点で想定している踏査ルート及びコードラートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。 ②調査期間等に記載されている春季、夏季、秋季は、それぞれ具体的に何月頃を想定しているのか、その理由と併せてご教示ください。	①植物相に係る調査は任意調査として行うものであり、定量調査ではないことから、特定の調査ルートは決めていません。実際に調査するルートの考え方としては、その調査日時点の植生の繁茂状況などを踏まえ、ヒグマに対する安全性なども考慮し、可能な限り調査可能な範囲を踏査する考えです。 植生図は、文献その他の資料を踏まえ空中写真等を用いて作成した判読素図を基に、現地調査により把握した群落境界や群落名により修正を加えることで作成する考えであり、コードラートは判読素図を基に各植物群落を代表する地点に設定することから、現時点ではその場所を示せる状況にありません。 ②春季は5～6月頃とする考えです。時期の設定理由の主なものとしては、雪解け後であり、春に開花する植物についての識別が可能となる時期であることが挙げられます。 夏季は7～8月頃とする考えです。時期の設定理由の主なものとしては、夏に開花する植物についての識別が可能となるほか、多くの植物が成長し葉の形状などの特徴が顕著になることから識別が容易となる時期であることが挙げられます。 秋季は9～10月頃とする考えです。時期の設定理由の主なものとしては、秋に開花する植物についての識別が可能となるほか、種子や結実の状況などから識別が容易になる種の生育も想定されることが挙げられます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-40	330	表 6.2-18(1) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)	1次	「「発電所アクセスの手引」等に記載されている一般的な手法とした。」とありますが、発電所アクセスの手引には、「選定した注目種に及ぼす影響について可能な限り定量的に予測するため(中略)必要な現地調査(生息状況、餌資源、繁殖状況等を把握する調査)を計画する。」と記載されていることから、餌資源調査が必要と考えます。 以上を踏まえ、注目種の餌資源調査を実施する必要性について事業者の見解をご教示ください。 餌資源調査が必要なく、採食行動のみで採食適地を推定することが可能とするのであれば、先行事例などを挙げ、その妥当性を説明してください。	本事業においては、上位性はオジロワシ、典型性はネズミ類を選定しています。 オジロワシの餌資源は、既存の文献によれば、主な餌は魚類であり、ウミウ、オオセグロカモメなどの海鳥類、海外ではキジなどの陸鳥の利用も確認されています。本事業の対象事業実施区域においては魚類や海鳥類の生息は想定されませんが、陸鳥を利用していることが定点調査により確認された場合には、ポイントセンサス法による空間利用調査による定量的な鳥類の調査結果や、任意調査における定性的な結果を踏まえ、予測を行うことを検討しています。 また、ネズミ類については、個体数の生息密度そのものから事業による影響を予測する考えであり、餌資源量の把握は行わずとも、事業による影響を予測することが可能であると考えます。
6-41	332	表 6.2-19 生態系に係る注目種とその選定理由	1次	生態系に係る注目種について、オジロワシのほか、ネズミ類が選定されておりますが、ネズミ類とは、エゾヤチネズミ、ムクゲネズミ、ミカドネズミ、カラフトアカネズミ、ヒメネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ、クマネズミの以上8種を指すという理解で宜しいでしょうか。仮にエゾトガリネズミ等のトガリネズミ科が捕獲された場合は、個体数調査の対象としないということになるのでしょうか。	現時点では、調査において具体的にどのような種がどの程度捕獲されるかは、分かりません。よって、具体的な種を挙げることは困難です。 なお、対象はネズミ類としていますが、ネズミ科に限定しているわけではなく、トガリネズミ科を排除することではありません。 現地調査の結果、エゾトガリネズミのデータを用いたほうがよりの確に事業による影響を予測することが可能であると考えられる場合には本種のデータを使用することとなりますし、仮に複数の種のデータを使用したほうが適切な予測ができると考えられる場合もあると考えます。 必要に応じて、最新の知見の収集や専門家へのヒアリングなども実施しつつ、本事業による生態系への影響を可能な限り定量的に予測する考えです。
6-42	336	表 6.2-22(1) 調査、予測及び評価の手法 (地形改変及び施設の有無に係る景観)	1次	5 調査期間等において、現地調査の時期を「利用状況を考慮した適切な時期に行う。」としていますが、具体的にいつ頃を想定しているのか、ご教示ください。	基本的には、風力発電機が視認しやすい落葉期に行うことを想定しています。 ただし、例えば「VP01 メグマ沼自然公園」は、方法書P3.1-71の表3.1-34に示すとおり「5月から8月下旬にかけてエゾノリュウキンカ・ミズバショウをはじめ200種以上の可憐な草花が沼周辺を華やかに彩る。」とされているため、5月～8月下旬の間に調査を実施したほうが適切である可能性があります。このように、今後、利用状況を確認した上で調査時期を設定する考えです。
6-43	337	表 6.2-22(2) 調査、予測及び評価の手法 (地形改変及び施設の有無に係る景観)	1次	予測の基本的な手法について、「フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、影響を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施されるのでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	予測は、主要な眺望点毎に視覚的な表現方法として、フォトモンタージュを作成することで行う考えです。 また、風力発電機までの距離、垂直視野角等を表に整理する考えです。 アンケートの実施は予定していません。
6-44	337	表 6.2-22(2) 調査、予測及び評価の手法 (地形改変及び施設の有無に係る景観)	1次	景観について、対象事業実施区域及びその周囲に存在する風力発電事業との累積的影響を評価することですが、 ①具体的にどの事業を対象に累積的影響を評価するのか。 ②フォトモンタージュにより、どのような観点から影響予測を実施するのか。 をご教示ください。	① 対象の事業としては方法書P2-26～27に示した事業のうち、予測に必要な情報である風力発電機位置、ハブ高、ローター径等が明らかである事業が対象となると考えます。公開されている情報を利用するほか、公開されている情報がない場合には他事業者へ情報提供を求める考えです。 ② 主要な眺望景観の状況(主要な眺望点からの眺望状況及び日常的な視点場の視認状況)について、本事業と他事業の風力発電機を含めたフォトモンタージュを作成することにより、風力発電機設置前後の変化を予測する考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-45	338	表 6.2-23 調査地点の設定根拠（景観）	1次	①日常的な視点場について、VP08～11の地点のうち、近傍が配慮が特に必要な施設である地点について、具体的な施設名をご教示ください。 ②配慮書時点から追加したVP08～12からの最大垂直視野角について、それぞれご教示ください。	① 日常的な視点場の設定根拠として、「配慮が特に必要な施設又は住宅の近傍の地点を選定した。」と記載していることを踏まえてのご質問であると認識しています。VP08については、住宅のほか、近傍に「増幌小学校」「増幌中学校」「稚内市恵北保育園」が存在します。VP09～11については、近傍に住宅は存在しますが、配慮が特に必要な施設はありません。 ② VP08～12の垂直見込角は、別紙6-45_1のとおりです。なお、配慮書に記載のものとの比較可能なよう、主要な眺望点から配慮書段階の風力発電機設置想定範囲までの最短距離をもとに算出しています。
6-46	340	表 6.2-24 (1) 調査、予測及び評価の手法	1次	5 調査期間について、現地調査の「利用状況を考慮した適切な時期」は、それぞれの地点でどの時期を想定しているでしょうか。また、調査は何回実施する予定か、ご教示ください。	調査における適切な時期は、今後、施設の管理者等への聞き取りなどを行った上で、各地点の利用状況を把握したうえで設定する考えです。調査は基本的には各地点1回の実施を予定しています。
6-47	344	表 6.2-26 調査、予測及び評価の手法表 表 6.2-27 調査、予測及び評価の手法	1次	「1. 予測の基本的な手法」において、「産業廃棄物の種類ごとの発生量を予測する。」とされていますが、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」では、産業廃棄物については「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う」とされており、残土については「発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行う」とされています。発生量又は排出量の予測のみでは適切な予測、評価が行えないと考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書の記載が足りておらず、失礼いたしました。ご指摘のとおり、発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う考えです。

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	351	表 7.1-1 配慮書についての北海道知事の意見と事業者の見解	1次	①知事意見に対する事業者の見解として、「植物相については、専門家等からの助言も踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減するよう努めます。」との記載がありますが、本図書には、植物の専門家へのヒアリングの結果が示されていないものと思われます。専門家から受けた助言等の内容がありましたら、ご提示ください。 ②また、今後実施する予定でしたら、いつ実施する予定かご教示ください。	① 方法書段階では、植物について専門家等へのヒアリングは実施していません。 ② 現地調査後において、その妥当性の確認や適切な方法による予測及び評価を行うため、準備書作成前に専門家ヒアリングを実施することを想定しています。
7-2	355	表 7.1-2 配慮書についての環境の保全の見地からの一般の意見の概要と事業者の見解 No. 3-1	1次	縦覧の周知方法に対し、「回覧やポスター掲示、チラシ配付、関係者の協力を得て、より多くの人に周知すべきです。」との意見がありますが、方法書の縦覧に当たり、本意見を踏まえてどのような対応をされたのかをご教示ください。	方法書の縦覧及び住民説明会については、日刊新聞紙（日刊宗谷・北海道新聞）、事業者ホームページのほか、北海道庁ホームページ、稚内市役所ホームページにおいてもお知らせを掲載していただきました。なお、2024年4月に恵北地区において住民への説明会を開催し、住民の認知度の向上に努めました。今後も住民の皆様のご理解を得られるよう、自治体等とも協議のうえ、より多くの人に周知することができるよう努めます。
7-3	357 358 307	表 7.1-2 配慮書についての環境の保全の見地からの一般の意見の概要と事業者の見解	1次	一般の意見のNo. 4-1において「タツニウシナイ川は数少ない産卵河川の1つである」ことや、「タツニウシナイ川に流入するタツナラシ山を含めた周辺山地を水源とする小支流の保全が重要である」旨の意見がありますが、p. 307に示される調査地点のみでは、タツニウシナイ川への影響を予測・評価できるものとは思えませんが、このことに係る事業者の見解を伺います。	本図に示した調査地点は、国土数値情報の河川データにおいて河川が存在する場所を対象に設定しています。対象事業実施区域からタツニウシナイ川へ流下する河川としては、藤山の沢川にWP04、その南側の名称不明の河川にWP05を設定しています。また、方法書P6-30にも記載のとおり、現地調査において文献その他の資料では確認されなかった河川等が確認された場合には、適宜、調査地点を設定する考えです。よって、現地確認の結果、仮にタツニウシナイ川に流下する小支流等の河川等が確認された場合には、そちらにも、適宜、地点を設定することで、タツニウシナイ川への濁水による影響を把握する考えです。よって、事業によるタツニウシナイ川への影響については、適切に予測及び評価できるものと考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-4	380	(a) 対象事業実施区域（方法書段階）の設定及び設備の配置等に関する検討の経緯	1次	配慮書時点の風力発電機設置予定範囲外に風力発電機を1基設置することとありますが、どのような検討を経て範囲外に設置することとしたのか、ご教示ください。	風力発電機の基数は、事業採算性などを考慮して検討した結果となります。その中で、配慮書時点の風力発電機設置予定範囲の範囲内に収まるよう主稜線から東西に延びる支尾根上に風力発電機を設置することも検討しましたが、支尾根上に風力発電機を設置することで造成量が多くなることが見込まれること、できる限り主稜線に配置したほうが全体としての造成量が減るだろうとの考えから、配慮書時点の風力発電機設置予定範囲の範囲外とはなりますが、主稜線上に1基を配置することとしたものです。
7-5	382	表7.2-4 配慮書段階における計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度の比較	1次	風力発電機設置想定範囲から2km以内の住宅の軒数は、方法書時点で何軒になったのか、ご教示ください。	方法書段階における風力発電機設置想定位置から2km以内の住宅の軒数は、18軒です。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		